

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【公開番号】特開2010-23480(P2010-23480A)

【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2009-30896(P2009-30896)

【国際特許分類】

B 41 J 2/05 (2006.01)

B 41 J 2/16 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 103B

B 41 J 3/04 103H

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月30日(2012.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクを吐出するためのエネルギーを発生する素子と、

外部と前記素子とを電気的に接続するための電極パッドと、

前記電極パッドの近傍に設けられ、インクを検知するための検知配線と、

を基板上に備えたインクジェット記録ヘッド用基板であって、

前記検知配線は、前記電極パッドを樹脂部材で封止する際に、前記基板に接する側の面以外の面が、前記樹脂材料に接するように設けられていることを特徴とするインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項2】

前記検知配線は、インクと接した時に腐食しやすい材料からなることを特徴とする請求項1に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項3】

前記検知配線は下層部と上層部とをこの順に前記基板上に積層することで設けられており、前記上層部の幅より前記下層部の幅の方が小さいことを特徴とする請求項1または請求項2に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項4】

前記上層部のシート抵抗が、前記下層部のシート抵抗よりも低いことを特徴とする請求項3に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項5】

前記検知配線は一方の端部が論理回路に接続され、かつ他方の端部が電源供給用の電極パッドに接続されていることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1項に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0017】

上記目的を達成するために、本発明の一態様のインクジェット記録ヘッド用基板は、インクを吐出するためのエネルギーを発生する素子と、

外部と前記素子とを電気的に接続するための電極パッドと、

前記電極パッドの近傍に設けられ、インクを検知するための検知配線と、  
を基板上に備えたインクジェット記録ヘッド用基板であって、

前記検知配線は、前記電極パッドを樹脂部材で封止する際に、前記基板に接する側の面以外の面が、前記樹脂材料に接するように設けられていることを特徴とする。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】